

保育が必要な理由を証明する書類について

保育園は、保護者の事情により家庭で保育できない代わりに保育をする施設です。

保護者の就労やご家族の状況に基づき、入所条件を満たしているかの判断のほか、保育園の利用時間や保育料を決めることになります。

つきましては、保護者いずれもの“保育が必要な理由”に該当する添付書類を入園申込書と一緒にご用意ください。

目次

就労中・就労予定の場合	2P～3P
①会社・団体で勤務している方	
②自営業・農林業などを行っている方	
求職活動中の場合	3P
妊娠・出産・育児休業の場合	4P
①妊娠・出産予定の方	
②育児休業の方	
疾病・障がいの場合	5P
①保護者の疾病・負傷	
②保護者の障がい	
家族の介護の場合	5P
災害復旧の場合	5P
就学の場合	6P
DV・児童虐待およびその他の場合	6P



【問合せ先】 智頭町教育委員会 Tel：0858-75-4119
ちづ保育園 Tel：0858-75-0144

※各書類の様式は智頭町教育委員会、ちづ保育園でご用意しています。

また、智頭町ホームページでダウンロード可能です。



就労中・就労予定の場合

①会社・団体で勤務している方

□提出必要書類…就労中：就労証明書（1.～7.までの記載が必要）

就労予定：就労（内定）証明書（1.～6.までの記載が必要）

[項目記入についての注意事項]

- ・1か月において60時間以上就労している必要があります。
- ・修正の場合、二重線を引き、訂正印を押してください。
（修正液による訂正、証明印以外での訂正は無効となり、再提出が必要です）
- ・証明日が提出日より3ヶ月以上前のものは無効です。
- ・不明な点がある場合、事業所に確認させていただきます。

注意

- ・就労証明書は必ず最新の様式を使用してください。
- ・就労証明書の「6.就労時間」と「7.就労実績」を確認します。契約上の就労時間が保育認定に必要な時間（120時間または60時間）を満たしている場合でも、**就労実績の平均が不足していると、契約上の就労時間で保育認定することはできません。**
- ・実績が不足している状況で契約上の就労時間による保育の利用を希望する場合は、事業所より「18.備考欄」に実績不足の理由をご記入いただいた上で提出してください。なお、**記載のない場合は就労実績により認定いたします。**

どちらか必ず
記入ください

月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計		月間	時間		分（うち休憩時間）			
								時間	分		時間	分				
就労時間（固定就労の場合）								月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日				
就労時間（変則就労の場合）								月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日				
平日								時	分	～	時	分	（うち休憩時間）	分		
土曜								時	分	～	時	分	（うち休憩時間）	分		
日祝								時	分	～	時	分	（うち休憩時間）	分		
合計時間								□ 月間	□ 週間	時間	分	（うち休憩時間）	分			
就労日数								□ 月間	□ 週間	日						
主な就労時間帯（シフト時間等）								時	分	～	時	分	（うち休憩時間）	分		
就労実績								年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月
								日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	

(省略)

15	入所内定時育休短縮可否	□ 可	□ 可(予定)	□ 否
16	育休延長可否	□ 可	□ 可(予定)	□ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ～ 年 月 日		
18	備考欄			

就労実績が不足する場合は
備考欄に不足の理由を記入
してください

②自営業・農林業などをしている方

□提出必要書類…就労証明書（1.～7.までの記載が必要）及び A または B の書類

A…下記の書類のいずれか

- ・直近の確定申告（青色申告決算書または収支内訳書）
- ・個人事業開廃業届出書（提出年度に開業した人のみ）
- ・営業許可書など個人事業を営んでいることが分かる書類

B（A の書類がない場合）

- ・農業をしている方…耕作証明書
 - ・その他の方…下記の2点の書類をお願いいたします。
 - ①本人が業務を行っていることが分かる書類（店舗のチラシなど）
 - ②売上げや収支が分かる書類（請求書、伝票、契約書など）
- ※屋号、個人名などが確認できるものに限りします。



注意

- ・就労証明書は必ず最新の様式を使用してください。
- ・就労証明書の「6.就労時間」と「7.就労実績」を確認します。

求職活動中の場合

保護者が求職活動中の場合

□提出必要書類…求職活動申告書

注意

- ・90日後の月末までに就労証明書と認定変更申請書の提出が必要となります。書類の提出により就労が確認できない場合は退所となります。



妊娠・出産・育児休業の場合

①妊娠・出産予定の方

□提出必要書類…母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日の分かるページ）

注意

- ・認定期間は出産（予定）日の前後2ヵ月です。

②育児休業の方

□提出必要書類…就労証明書（1.～11.までの記載が必要）及び母子健康手帳の写し（表紙と出産日の分かるページ）

[項目記入についての注意事項]

- ・「6.就労時間」には、予定している復帰後の就労時間・日数の記載を依頼してください。
- ・「7.就労実績」には、実績のある直近の月（産休直前など）の記載を依頼してください。



注意

- ・就労証明書は必ず最新の様式を使用してください。
- ・育児休業中は短時間保育認定となります。妊娠・出産から育児休業に変更となる際は、認定変更申請書を合わせてご提出してください。
- ・入園希望日に育児休業中の方は入園できません。

		月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 休日	月間	時間	分（うち休憩時間）	分	
6	就労時間 (固定就労の場合)	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	☑	一月当たりの就労日数	月間	日	一週当たりの就労日数	週間
		平日	時	分	～	時	分	分（うち休憩時間）	分						
		土曜	時	分	～	時	分	分（うち休憩時間）	分						
		日祝	時	分	～	時	分	分（うち休憩時間）	分						
		合計時間	□ 月間	□ 週間	時間	分（うち休憩時間）	分								
7	就労実績 (変則就労の場合)	就労日数	□ 月間	□ 週間	日										
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯	時	分	～	時	分	分（うち休憩時間）	分						
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	取得予定	□ 取得中	□ 取得済み	期間	年	月	日	～	年	月	日			
		取得予定	□ 取得中	□ 取得済み	理由	□ 介護休業	□ 病休	□ その他()							
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	取得予定	□ 取得中	□ 取得済み	期間	年	月	日	～	年	月	日			
		取得予定	□ 取得中	□ 取得済み	理由	□ 介護休業	□ 病休	□ その他()							
10	産休・育休以外の休業の取得	取得予定	□ 取得中	□ 取得済み	期間	年	月	日	～	年	月	日			
		取得予定	□ 取得中	□ 取得済み	理由	□ 介護休業	□ 病休	□ その他()							
11	復職(予定)年月日	取得予定	□ 取得中	□ 取得済み	期間	年	月	日	～	年	月	日			
		取得予定	□ 取得中	□ 取得済み	理由	□ 介護休業	□ 病休	□ その他()							
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	取得予定	□ 取得中	□ 取得済み	期間	年	月	日	～	年	月	日			
		取得予定	□ 取得中	□ 取得済み	理由	□ 介護休業	□ 病休	□ その他()							

疾病・障がいの場合

①保護者の疾病・負傷

概ね、1 ヶ月以上病院で入院加療を要する場合及び居宅において概ね 1 ヶ月以上常時臥床又は、安静加療を要する場合

□提出必要書類…医師による診断書

注意

・診断日、期間に関する記載がないものは受付できません。再提出となります。

②保護者の障がい

保護者が精神または身体などに障がいを有している場合

□提出必要書類（いずれか）

- ・障害 1～3 級：障害者手帳の写し
- ・障害 4 級以下：医師による診断書 など

家族の介護の場合

同居の親族(①～④に該当する場合)を概ね 1 ヶ月以上常時介護又は看護している場合

①介護が必要な高齢者の看護

②長期にわたる病人の看護

③心身に障がいがある人の介護

④小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹の看護

□提出必要書類

- ・家族の病気…診断書または介護・看護状況申告書（町様式）
- ・家族が障がいをお持ちの場合…障害者手帳の写し

災害復旧の場合

震災、風水害、火災などの災害復旧に当たっている場合

□提出必要書類…罹災証明書



就学の場合

保護者が大学・職業訓練などに在籍（月60時間以上）している場合

□提出必要書類…就学証明書または学生証の写し及び履修状況の分かるもの（年間計画表、時間割、カリキュラム）

注意

・就学認定の対象外となるものもあります（通信教育など）

DV・児童虐待およびその他の場合

虐待のおそれがある、避難している場合やその他の場合

□提出必要書類…特別な事情についての申告書（町様式）